

許 可 証

日立市指令衛第 63 号 令和2年 7月20日	
J X金属環境株式会社 代表取締役社長 齋藤 勝美 殿	
日立市長 小 川 春 樹	
令和2年7月1日付けで申請のあった一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業について、次のとおり許可します。	
取扱廃棄物	ごみ（焼却灰、ばいじん）、 し尿 、 浄化槽汚泥
事業内容	収集、運搬、中間処理（溶融）、埋立て、浄化槽清掃
最終処分の場所	J X金属環境株式会社（日立市宮田町字裏木戸道南 3445，字銅婦 3447，字三作 3592 番，字杉室 3453 番，字銅婦 3449 番，字三作 3596 番 2，字裏木戸 3443 番，字羽根黒 3593 番 5）
車両、器材の種類及び数量	ホイロローダー3台、フォークリフト2台、クレーン2基
事業所、事業場及び営業所の所在地	日立市宮田町 3453 番地
従業員の数	71名
	許可番号 第209号
許可期間	営業の区域 日立市内 ※取扱廃棄物は市外発生物あり
許可条件	1 許可を受けた施設へ搬入・処分する一般廃棄物を決定した場合は、その都度、事前に市と協議（事前協議）し、市長の指示に従うこと。 2 許可を受けた施設における一般廃棄物処理量を、毎月市に報告すること。

(注)

- この許可証は、他人に譲渡し、又は貸与しないでください。
- 許可期間が切れたとき、又は事業を廃止し、若しくは休止したときは、直ちにこの許可証を返還してください。
- 市の施設への搬入及び作業方法については、係員の指示に従ってください。
- 上記の内容（許可番号、許可期間、営業の区域及び許可条件を除く。）に変更があったときは、直ちにその旨を届け出てください。